

令和7年度 第2回 丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和8年2月10日(火) 柏原住民センター 2階 会議室	
出席者	委員	石原 俊彦 (関西学院大学 常任理事・副学長) 山本 晶子 (武庫川女子大学 共通教育部教授) 東 泰弘 (弁護士) 世羅 徹 (公認会計士)	
	事務局	細見副市長、上畑技監兼入札検査部長、谷口入札検査室長、西田入札検査副室長兼検査係長、尾松入札係長、田邊主査	
	説明者	恐竜課 足立、教育総務課 福垣・前川、下水道課 青木、水道課 間島・藤田、道路河川課 和久・長井、農地整備課 中谷・細見、総合政策課 荻野、資産活用課 荻野・中道	
内 容	1 議 事 (1)令和7年度上半期入札及び契約状況について 対象期間 令和7年4月1日 ～令和7年9月30日	(建設工事)入札：111件 落札率：87.27% 契約金額合計：3,458,114千円 (業務委託)入札：74件 落札率：72.51% 契約金額合計：355,196千円 (物品購入)入札：37件 落札率：79.28% 契約金額合計：492,470千円 (随意契約)件数：182件 契約金額合計：1,427,939千円 (指名停止)：3件	
	(2)抽出事案に係る入札及び契約手続きの審議について 対象期間 令和7年4月1日 ～令和7年9月30日	抽出件数：10件 (内訳)一般競争入札：4件 指名競争入札：3件 随 意 契 約：3件	
委員からの質問・意見	質問・意見	回答	
それに対する回答等	別紙1のとおり	別紙1のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告(講評)	別紙2のとおり		

別紙 1

質問・意見	回答
<p>抽出事案に係る入札・契約手続きの審議 今回の事案抽出の考え方</p>	<p>別紙 2 のとおり</p>
<p>(1) 制限付一般競争入札 丹恐竜工第 5 号 丹波竜の里公園コンクリートウォール 設置工事</p> <p>①最低制限価格の定めがないのは何故か。 また、落札率が低い、工事内容に問題はなかったか。</p> <p>②ほとんどの業者が同額応札である中、落札者をはじめとする少数の業者が異なった金額で応札してきた理由をどのように分析しているか。</p> <p>③ 1 者無効の理由は何か。</p>	<p>①「丹波市建設工事等における最低制限価格設定基準」の第 2 条第 1 号に該当するため、最低制限価格を設けなかった。工事内容については、問題なく施工を完了している。</p> <p>②同額応札が多かった理由は、最低制限価格を設けていると勘違いされた事業者が最低制限価格を計算し、応札されたことによるものと推察している。</p> <p>③令和 7,8 年度の競争入札参加資格者名簿の登録がなかったため、無効となった。</p>
<p>(2) 指名競争入札 丹教総工第 16 号 青垣中学校トイレ洋式化工事</p> <p>①同様の工事を複数発注している中で、この件だけ最低制限価格の定めがある理由は何か。</p> <p>②辞退者が多かった理由は何か。</p> <p>③便器にメーカー指定はあったか？</p> <p>④最低制限価格が高く感じるが、どのようにして決定されたのか。</p>	<p>①小学校で施工した他の同種工事については、「丹波市建設工事等における最低制限価格設定基準」の第 2 条第 1 号に該当するため、最低制限価格を設けなかったが、本案件については、中学校での工事となり、改修範囲も小さく積算内容が異なり、同基準に該当しなかったため、最低制限価格を設けた。</p> <p>②リモデル工法による施工可能な事業者が少なかったこと、同様の工事を夏休みの期間に施工できるよう同時期に複数発注したことで技術者の確保が困難になったためではないかと推察している。</p> <p>③メーカーの指定は行っていない。</p> <p>④中央公契連が定めている最新の基準に沿った「丹波市建設工事等における最低制限価格設定基準」に基づき、最低制限価格を決定している。</p>

<p>(3) 制限付一般競争入札 下施委第 7-22 号 下水道管渠テレビカメラ調査業務 (氷上西・黒井・鴨庄処理区)</p> <p>①落札率が極めて低い、その理由は何か。 ②業者の応札金額もバラバラだが、そもそも市は予定価格をどのようにして定めているのか。</p>	<p>①競争性が働いたこと、自社保有の資機材があることや履行場所まで一番近くであることが理由と考える。 ②予定価格については、兵庫県土木部の土木工事積算単価及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会の積算資料を基に積算しており、適正な予定価格であると考え。</p>
<p>(4) 随意契約 下施修第 2 号 和田南浄化センターし渣脱水機 修繕工事</p> <p>①落札率が低い、予定価格はどのようにして決定されたのか。 ②特命随意契約とした理由は何か。</p>	<p>①単価は、公共単価がないため、履行可能な事業者からの見積り単価を採用した。積算については、公益社団法人日本下水道協会発行の下水道設計標準歩掛表にて積算をしており、適正な予定価格であると考え。落札率が低い理由については、諸経費の部分が安かったのではないかと推察している。 ②当該機器の製造会社が現在メンテナンスを行っておらず、実施できるのが代理店である 1 者のみであったため。</p>
<p>(5) 随意契約 水経物第 1 号 上下水道料金システム用 OCR 機器購入</p> <p>①他部署でも同様の物品を購入しているが、同じものを同じ業者から購入して金額が 75 万円も高かった理由は何か。また、金額が違うことを把握していたか。</p>	<p>①読取やデータ出力のテスト等を実施する機器更新に伴う作業を含んでいるため金額が異なった。他部署で購入済の仕様書等を参考にしたため、金額が異なることは把握していた。</p>
<p>(6) 指名競争入札 道河保委第 8 号 道路除草維持管理業務 (市島地域)</p> <p>①指名した業者は町内に本店等がある登録業者全てか。 ②今回が偶々かもしれないが、類似の案件の中で、この件だけ競争原理が働いているように見えないが、結果をどのように分析しているか。 ③隣接する町にある業者も指名する等の工夫の余地はあると考えているか。</p>	<p>①道路除草業務や市道除雪・凍結防止剤散布業務などについては、旧町域ごとに発注しており、事業者選定についてもそれぞれの旧町域の事業者を選定している。 ②くじにはなっていないが、複数の事業者から、それぞれ希望する価格での応札があったことから、競争性が働いていたと考える。 ③緊急な修繕や除雪対応などスピード感をもって対応いただく必要のある業務</p>

<p>④人件費の占める割合が高いのか。また、最低制限価格はどのようにして決定されたのか。</p>	<p>については、業務地域内に事業所があることが望ましく、このような発注方法をとってきているが、発注地域ごとに事業者数の多寡もあることから、指名方法の検討は行っていきたい。</p> <p>④処分費及び機械代も含まれているが、人件費の占める割合は高い。「丹波市委託業務における最低制限価格設定基準」に基づき、最低制限価格を決定している。</p>
<p>(7) 随意契約 道河保委第 15 号 道路植栽・除草維持管理業務 (柏原・氷上)</p> <p>①一般社団法人 am*am が見積業者に加えられているが、どういう経緯ないし理由で加えられたのか。</p> <p>②市内に就労支援事業者は他にもあると思われるが、他の事業者を見積りに参加させるために市として行っている対策等はあるのか。</p> <p>③業務内容からしてシルバー人材センターを相手方としてもおかしくないと思われるが、就労支援事業者とシルバー人材センターとの割り振りはどのようにしてなされているのか。</p> <p>④落札率が低い、予定価格の設定はどのようにしてなされたのか。</p>	<p>①随契審査会において本業務を受注可能な障がい者就労支援事業者が他にも存在する可能性がある、との指摘を受け、同様の業務を発注している他課に確認したところ、一般社団法人 am*am が履行可能と判明した。他の就労支援事業者については、当該時点では知り得ることができなかったため、選定業者を 2 者とした。</p> <p>②福祉部において、他の就労支援事業者も訪問し、どのような業務内容や時期等であれば見積りに参加していただけるかなどのヒアリングを実施している。令和 8 年度については、事業者数をさらに増やして見積徴集を行える見込みである。</p> <p>③一般車両の通行が少なく、交通整理の必要が無いなど作業内容が軽微な箇所をシルバー人材センターに委託しており、その中でもより車両の通行が無く安全が確保された遊歩道などを障がい者就労支援事業者に割り当てている。</p> <p>④参考見積は徴集せず、兵庫県土木部の土木工事積算単価を採用して積算した。</p>

<p>(8) 制限付一般競争入札 建農整委第 17 号 丹波IX期農業水利施設機能保全計画 策定業務</p> <p>①失格が 5 者と多く、予定価格が若干高かったようにも思われる。予定価格の設定はどのようにしてなされたのか。</p> <p>②機能保全計画とはどのようなものか。</p>	<p>①令和 6 年度 土地改良工事積算基準（施設機械）により積算しており、適正な予定価格と考える。応札額の差については、各施工単価の入力条件も提示しているため、それぞれの事業者が扱う単価に差が生じたのではないかと推察している。</p> <p>②農業用ポンプ等の施設について、経過年数及び現在の障害状況等についての聞き取りや現地での目視確認等により 4 段階の健全度の評価を行う。その評価に基づき将来に向けての修繕計画を策定するものである。</p>
<p>(9) 制限付一般競争入札 丹ふ政第 43 号 情報系パソコン等購入</p> <p>①一度打ち切りとなった案件だが、再度の入札を実施するにあたりどのような点の見直しをしたのか。また、片方は予算超過で打ち切り、もう片方は落札率 69.47%と結果が大きく異なった理由は何か。</p> <p>②メーカーは指定していたか。</p>	<p>①再度の入札にあたり、CPU を Corei7 から Corei5 に見直した。安定した価格で流通している CPU に見直したことで、より多くの事業者から応札があったため、競争性が働いたものと推察している。</p> <p>②メーカーについては、複数社示していたが、商品の種類ごとにメーカーや機種は統一することとしていた。</p>
<p>(10) 指名競争入札 丹資物第 20,21,22 号 青色防犯パトロール電気自動車購入 (山南地域小学校分・市内 3 中学校分・ 柏原、青垣地域小学校分)</p> <p>①市内業者を 3 グループに分けたものと思われるが、どのような基準で分けたのか。</p> <p>②打ち切りとなった丹資物第 21 号の市内 3 中学校分の電気自動車の調達はできたのか。</p> <p>③辞退者が多かった理由は何か。</p>	<p>①市内 6 地域の事業者を 2 地域ごとに地域要件によって分割したことにより、結果として、8, 5, 6 という事業者数となった。</p> <p>②丹資物第 20 号及び第 22 号の指名競争入札において応札のあった事業者を対象に随意契約により決定し、3 中学校分の調達はできた。</p> <p>③車種を限定していることもあり、辞退された事業者は取り扱いがなかったのではないかと推察している。</p>

## 別紙 2

### 委員会による意見の具申又は勧告（講評）

#### 1. 今回の事案抽出の考え方

- (1) 落札率が低く、履行状況に確認が必要な案件。
- (2) 最低制限価格の定めの有無について確認が必要な案件。
- (3) 落札率が低く、予定価格の適正性に確認が必要な案件。
- (4) 同様の物品を他課でも購入しているが、応札額が異なるため確認が必要な案件。
- (5) 障がい者支援施設及びシルバー人材センター等見積業者の選定方法に確認が必要な案件。
- (6) 失格者が多く、予定価格の適正性に確認が必要な案件。
- (7) 再度入札の案件について、結果が大きく異なったため確認が必要な案件。

#### 2. 総括

抽出案件については、概ね適切に事務処理されていると判断できる。

#### 3. 今回の指摘事項

委員から指摘のあった旧町域にとらわれない指名業者の選定方法や合理的でない最低制限価格の設定の見直し等、関係法令等を確認の上、公正な事務手続きとなるよう調査研究をするよう意見を付して、今後も適正な事務処理に努めていただきたい。